

第70号議案

尾張旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

尾張旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年11月27日提出

尾張旭市長 柴田 浩

提案理由

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正等に伴い、所要の整備を図るため必要があるからである。

尾張旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(尾張旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 尾張旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号          に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(尾張旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 尾張旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u> _____に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の</u> _____ <u>健康診断の</u> 全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等</u> _____ <u>の結果を把握しなければならない。</u></p> <table border="1" data-bbox="837 1854 1436 2085"> <tr> <td data-bbox="837 1854 1141 2085">児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用</td> <td data-bbox="1144 1854 1436 2085">利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td> </tr> </table>	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断		

開始前の健康診断	
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3・4 (略)

(職員)

第23条 (略)

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保

3・4 (略)

(職員)

第23条 (略)

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（愛知県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は愛知県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））又は保育士と同等以上の知識

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士（愛知県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は愛知県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託

医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保

育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士(愛知県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は愛知県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)

\_\_\_\_\_その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(愛知県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は愛知県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)

\_\_\_\_\_、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

<p>第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士_____</p> <p>_____その</p> <p>他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（<u>愛知県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は愛知県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。</u>）その</p> <p>他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 （略）</p>
---	---

（尾張旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 尾張旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（職員）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したもの_____</p>	<p>（職員）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したもの<u>（次の各号のいずれ</u></p>

<p>_____でなければなら ない。</p> <p>(1) 保育士_____</p> <p>_____</p> <p>_____の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員 は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u> _____に掲げる行為その他当該利用者の心 身に有害な影響を与える行為をしてはなら ない。</p>	<p>れかに該当する者となった日又は法第6条 の3第2項に規定する事業を行う者に新た に雇用された日のいずれか遅い日の属する 年度の翌年度の末日までに修了することを 予定している者を含む。) でなければなら ない。</p> <p>(1) 保育士(愛知県が法第18条の27 第1項に規定する認定地方公共団体であ る場合には、保育士又は愛知県の区域に 係る法第18条の29に規定する地域限 定保育士)の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員 は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1</u> <u>項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心 身に有害な影響を与える行為をしてはなら ない。</p>
---	---

(尾張旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 尾張旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年条  
例第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、 利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u> _____に掲げる行為その他当該利用乳幼児 の心身に有害な影響を与える行為をしては ならない。</p> <p>(一般型乳児等通園支援事業所の職員の基 準)</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、 利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1</u> <u>項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児 の心身に有害な影響を与える行為をしては ならない。</p> <p>(一般型乳児等通園支援事業所の職員の基 準)</p>

<p>第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（<u>愛知県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は愛知県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。</u>）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。